

重 要

産業廃棄物に係る報告・公表制度（排出事業者編） Q & A

■ 対象となる事業者

【共通】

Q 1 規模要件（資本金、従業員数）はいつの時点の規模か。

A 1

- 平成18年度以降は、各年度の4月1日（基準日）時点での規模になります。
- 平成17年度のみ、施行日（9月1日）時点での規模になります。

【共通】

Q 2 前回の報告以降に社の規模を縮小して、特定排出事業者の要件を満たさなくなった場合は、どうすればよいのか。

A 2

- 基準日の時点で要件を満たしていない場合、その年度の報告は必要ありません。
- ただし、報告の催促を都が行なう場合がありますので、該当しなくなった旨について、理由を添えてご連絡ください。

【共通】

Q 3 従業員数は正社員だけをカウントするのか。

A 3

- 労働基準監督署に届け出ている従業員数になります。
- 具体的には、正社員だけでなく、当該事業所に所属して働いているすべての人がカウントの対象です。ただし、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の法人から派遣されており、当該事業所から賃金・給与を支給されていない人は従業者に含めません。

【共通】

Q 4 対象業種はどのような理由で選定したのか。

A 4

- 東京都内から排出される産業廃棄物のうち、上下水道の汚泥を除く年間約

1100万トンのうち、約80%が建設業から排出される廃棄物であり、また約15%が製造業から排出される廃棄物であると推定されています。したがって、この両業種から排出される産業廃棄物の適正処理を徹底することが必要と考え、本制度の対象にしました。

- 病院、大学、自然科学研究所、血液センター、衛生検査所は、細心の注意のもとに取り扱われるべき感染性廃棄物や特定有害産業廃棄物を排出する業種として、本制度の対象にしました。

【共通】

Q5 中小の排出事業者を対象から除外し、大規模な建設業者等にだけ対象を限定したのはなぜか。

A5

- 大規模な事業者、すなわち多量に産業廃棄物を排出する事業者が率先して、適正処理の確保に向けた取組みを促進していただくこととしております。
- 本制度では、排出事業者自らの取組だけでなく、子会社や下請事業者、物品を納入する者などの関連事業者に対して、どのような普及、支援等の取組を行っているのかについても、あわせて報告を求めます。このことにより、中小の排出事業者の適正処理をも促していきます。

【建設業】

Q6 都内に本社がなくても、制度の対象となるのか？

A6

- 都内において建設工事を行う可能性があり、資本金が3億円を超える建設業者であれば対象となります。その場合、都内の現場のみを対象とした報告となります。

【建設業】

Q7 建設業の許可は持っているが、主たる業務は通信機器販売である。機器の設置工事も行っているが、売り上げは全体の10%程度である。また事業所統計調査でも企業の産業分類はサービス業と回答しているが、対象となるのか。

A7

- 本制度では、主たる業として建設業を営む方を報告対象と考えています。従って、総務省統計局が行っている事業所・企業統計調査において、企業の産業分類を「建設業」以外としているのであれば、対象外とします。

【製造業】

Q8 都内に複数の工場があり、1工場の従業員数は300人未満だが、全工

場の従業員数を合算すると300人以上になる。この場合、対象となるのか？

A 8

- 「従業員数が300人以上」は個々の工場に関する要件ですので、条例の報告公表制度の対象にはなりません。

【製造業】

Q 9 分社化により、一つの工場の中に複数の法人が存在し、それぞれの法人の従業員数は300人未満だが、工場全体としての従業員数は300人以上になる。この場合、対象となるのか？

A 9

- 「従業員数が300人以上の工場を都内に有するもの」は個々の法人に関する要件ですので、条例の報告公表制度の対象にはなりません。

【大学】

Q 10 当方は大学だが、大学病院も併設されており、両方の産業廃棄物の管理を同一組織が行っている。それぞれの報告書を提出する必要があるのか。

A 10

- 大学と病院では報告内容が若干異なりますので、それぞれの報告書を提出いただくこととなります。

【病院】

Q 11 何故、医療機関については、全ての病院が対象なのか。

A 11

- 医療機関から排出される感染性廃棄物の取扱にあたっては、法令を遵守することはもちろんのこと、細心の注意のもとに取り扱われるべきものであるため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院全てを対象とし、病床数20床未満の診療所については、負担軽減の観点から、当面对象から除外することとしました。

※医療法第1条の5

「『病院』とは、医師または歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。」

■ 報告書の提出

【共通】

Q 12 報告を行う対象は、本社（本店）単位か、支社（支店）単位か、事業

現場単位か。

A 1 2

- 報告を行う対象は、廃棄物処理法に言う排出事業者の単位になります。
- 原則は法人単位ですが、各支社等がそれぞれ自らの名義で処理業者と契約し、マニフェストを交付し、適正処理の確保に向けた必要な措置を講じているのであれば、支社当単位で報告を行なっても差し支えありません。
- 同様に、大学において、キャンパス単位での報告や、学部単位での報告も可能です。

【共通】

Q 1 3 報告書の提出頻度及びその時期はどうか。

A 1 3

- 第1回目の報告（平成17年度）のみ、平成17年11月30日までにご報告ください。
- 第2回目（平成18年度）以降は、年1回、6月末日までとなります。
（特定排出事業者は、廃棄物処理法第12条第7項により計画の作成及び提出が義務付けられている多量排出事業者と重複する可能性が高いので、法に基づく報告と時期をあわせました。）

【共通】

Q 1 4 報告の対象期間はどうか。

A 1 4

- 基準日（Q1参照）時点の組織体制、取組方針、マニュアルの策定状況などを報告ください。
- 「7 産業廃棄物の再生状況」「8 再生資源の利用状況」については、前年度の実績を報告ください。

【共通】

Q 1 5 報告方法は、どのようにするのか。

A 1 5

- インターネットを活用した電子データでの報告が原則です。
- 当分の間、紙様式での報告も可能としますが、インターネットでの報告方法の移行にご協力ください。なお、紙様式での報告は、窓口への持参又は郵送の2方法があります。

【共通】

Q 1 6 誤報告に気づいた場合、訂正は可能か。

A 1 6

- 報告にあたっては社内の責任者のチェックを受けてください。それでも誤報告に気付いた場合は、提出していただく「誤報告変更に係る申請書（仮称）」に基づき、都が訂正を行うこととなります。事例が発生した場合、当課にご連絡ください。

【共通】

Q 1 7 虚偽の報告をした場合はどうなるか。

A 1 7

- 報告された内容は、そのまま公表することを原則としております。社会に広く公表することで都民や同業他社にも知られることになるため、虚偽の報告が明らかになった場合、結果として信頼を損なうこととなります。また、誤報告についても、報告事業者の責任という取扱いとなります。
- また、立入指導を行った際、虚偽が明らかになった場合はその旨を公表します。

【共通】

Q 1 8 正当な理由なく報告を怠った場合、罰則はあるのか。

A 1 8

- 罰則はありませんが、報告いただくように勧告いたします。勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表します。

【共通】

Q 1 9 正当な理由なく報告を怠り、勧告に従わないときの「正当な理由」とは何か。

A 1 9

- 施設において災害等が発生した場合など、緊急を要する事態が発生し、報告するいとまがなかった場合などが考えられます。実際に「正当な理由」に該当するか否かは、個々の事例に則して個別に判断していきます。

【共通】

Q 2 0 報告様式は毎年送付してくれるのか。

A 2 0

- 報告時期については、環境局のホームページやハガキによるお知らせを予定しています。報告様式については、ホームページ上からのダウンロードで

の活用を予定しています。このほか、紙ベースで報告される事業者は、今説明会の資料（様式や覚書）をコピーし使用してください。

【共通】

Q 2 1 説明会は、毎年開催するのか。

A 2 1

- 現時点では、毎年の説明会開催は予定していませんが、本制度の今後の定着状況をみながら対応していくことになります。

■ 報告書の公表

【共通】

Q 2 2 公表方法はどのように行うのか。

A 2 2

- 報告様式で報告項目として掲げている全ての項目を、そのまま公表することとしておりますので、報告にあたっては社内の責任者のチェックを受けてください。ただし、記入担当者氏名及び電話番号は非公表とします。なお、回答の未記入等があれば、都からお問い合わせする場合があります。
- 公表は、全て環境局のホームページ上でのみの公表を予定しています。現時点では窓口での縦覧方式による公表は予定していません。

【共通】

Q 2 3 未提出者の公表はどうなるのか。

A 2 3

- 正当な理由がなく報告が行われなかった場合は、報告対象事業者であることと、未提出である旨を公表します。

※ お問い合わせ先

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二庁舎 9階北側
東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係
TEL 03 (5388) 3586

産業廃棄物対策課ホームページ <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai>